

希望ナンバーについて

希望ナンバー制度とは、ナンバープレートの数字を自分の好みで選べる制度です。選べるのは、ナンバープレートが一番大きな数字の『…1』～『99-99』までで、どんな数字でも選ぶことができます。誕生日やゴロ合わせなどお好みの数字を選ぶことができます。

3桁部分の「分類番号」や左端の「かな文字」は選べません。
また、現在、希望番号が選べるのは「登録自動車」と「軽自動車（自家用車のみ）」です。
二輪車や自家用以外の軽自動車は選べません。

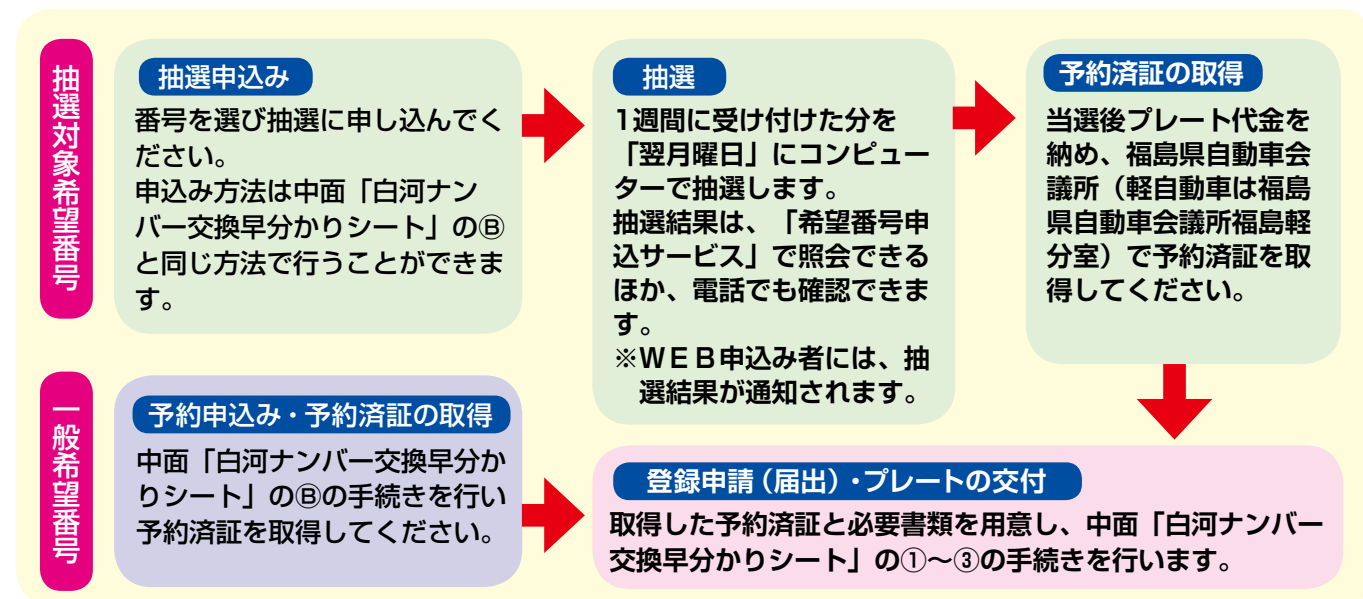


◆人気の数字14通りは抽選となります。

『…1』～『99-99』の範囲であれば選ぶことができます。ただし、人気の数字14通り【抽選対象希望番号】は抽選制度が適用されます。抽選が適用されるのは「**自家用車**」のみです。また、抽選以外の希望番号を「一般希望番号」といいます。

抽選対象希望番号	1	7	8	88	333	555	777	888
	1111	2020	3333	5555	7777	8888	の14通り	

◆希望ナンバー申込から登録までのながれ



◆希望ナンバー及び図柄入りナンバーの注意点

- 希望ナンバー及び図柄入りナンバーは注文製作になりますので、申し込みが完了してからプレートができ上がるまで下記の日数がかかります。
- プレートができ上がってから1ヶ月以内にナンバー変更の登録（届出）をしてください。1ヶ月以内に手続きができなかった場合、ナンバーは取り消しとなり、プレート代金も返金されませんのでご注意ください。
- ・登録自動車ペイント式、字光式及び軽自動車ペイント式 ……4営業日
- ・軽自動車字光式 ……5営業日
- ・登録自動車及び軽自動車の図柄入りナンバー ……10営業日



令和2年5月11日から交付が開始されました！



プレート代金

ディーラー、行政書士等の代行業者を利用する場合は、別に代行費用がかかりますのでご確認ください。

	軽自動車 (総排気量660cc以下)	登録自動車			二輪車
		小型自動車 (総排気量2000cc以下)	普通自動車 (総排気量2000cc超)	大型特殊自動車	
ナンバーの 大きさ	中型	中型	大型		小型
一連ナンバー	2,120円 (字光式は 8,260円)	1,930円 (字光式は 5,860円)	2,630円 (字光式は 7,140円)		870円
希望ナンバー	※ 自家用のみ 5,000円 (字光式は 9,960円)	4,770円 (字光式は 8,310円)	6,690円 (字光式は 9,330円)		※ 二輪車に希望 ナンバー制度は ありません。
図柄入り ナンバー (寄付金なし)	自家用 白河589 ろ20-46 10,500円	自家用 事業用 白河599 あ20-46 白河599 あ20-46 10,000円	自家用 事業用 白河599 あ20-46 白河599 あ20-46 15,820円		※ 二輪車に図柄 入りナンバー制 度はありません。
図柄入り ナンバー (寄付金あり)	自家用 白河589 ろ20-46 10,500円+寄付1,000円以上	自家用 事業用 白河599 あ20-46 白河599 あ20-46 10,000円+寄付1,000円以上	自家用 事業用 白河599 あ20-46 白河599 あ20-46 15,820円+寄付1,000円以上		

発行：図柄入り白河ナンバープレート推進協議会

【問い合わせ】白河市長公室企画政策課 〒961-8602 福島県白河市八幡小路7-1 ☎0248-28-5500

白河ナンバー交換早わかりシート

プレートの種類を選んでください。

●図柄入り



●通常版



●二輪車は図柄入り及び希望ナンバー制度がないため、①の手続きへお進みください。



図柄入り

通常版

A

下記のいずれかの方法で申込みを行い、プレート代金と寄付金を納めてください。その後、福島県自動車会議所で予約済証を取得し、次の①の手続き時にお持ちください。

■W E B:「図柄ナンバープレート申込サービス」にて申込みを行う。

<http://www.kibou-number.jp>



■窓口: 福島県自動車会議所に設置の端末より申込みを行う。

■郵便・FAX: 福島県自動車会議所(軽自動車の場合は福島県自動車会議所福島軽分室)へ電話し、送付される申込書を記入のうえ返送してください。プレート代金と別に手数料がかかりますのでご注意ください。

※図柄入りはナンバーの数字を選ぶことができます。(人気の数字は抽選になります。)

10営業日
で、プレート
完成

B

下記のいずれかの方法で申込みを行い、プレート代金を納めてください。その後、福島県自動車会議所で予約済証を取得し、次の①の手続き時にお持ちください。

■W E B:「希望番号申込サービス」にて申込みを行う。

<http://www.kibou-number.jp>



■窓口: ①と同様

■郵便・FAX: ①と同様

※希望ナンバーの詳細は裏面「希望ナンバーについて」をご覧ください

4営業日
で、プレート
完成(軽自動車
字光式は5営業
日)

ナンバーは自分で選んだ
数字にしますか?

はい

いいえ



II: 新車を購入

I: 自分で交換

スタート

どの方法で交換するか
I~IIIを選んでください。

対象車: 登録自動車

- 普通自動車
- 小型自動車
- 大型特殊自動車
- 小型二輪車(251cc以上)

※1 軽自動車、軽二輪車(126cc
~250cc)は右ページの
【軽自動車の場合】を参照

III: 手続きの代行を依頼

主な代行業者 ※代行費用・手続等については、代行業者に直接お問い合わせください。

◆行政書士



【連絡先】
福島県行政書士会県南支部
白河ナンバー相談窓口
TEL 090-4639-7185

◆白河自家用
自動車協会



【連絡先】
白河市久田野前田52-1
TEL 0248-23-3850
(土日祝休み)

◆自動車
販売店など



・新車ディーラー
・中古自動車販売協会
の加盟店
・整備工場

ご注意ください

- ① 自分で交換する場合は、ご自身でナンバーの取り外しをしていただくための「ドライバー等の工具」の持参が必要となります。また、劣化したボルトが欠けてしまった場合や係員が車台番号の確認ができない場合は交換ができませんので、ご注意ください。
- ② 現在のプレートと同じ番号にする場合は「希望ナンバー制度」での申し込みが必要です。
- ③ ETC 搭載車は、登録ナンバー変更のため再セットアップが必要になります。
- ④ 自動車保険はすみやかに変更手続きをする必要があります。
- ⑤ ④または⑥の場合、プレートが出来上ってから1ヶ月以内に車検更新の届出をしてください。1ヶ月を超えた場合は返金できませんので、ご注意ください。
- ⑥ 各市町村役場では交換手続きはできません。



※1 【軽自動車の場合】

◆軽自動車は、福島県軽自動車協会及び軽自動車検査協会福島事務所での手続きとなり(地図参照)、④⑤⑥の手続きをすべて福島県軽自動車会館内で行うことができます。

◆軽自動車は車後部のナンバープレートの封印はありません。

※2 【必要書類】

A: 申請書、B: 自動車税申告書、C: 手数料納付書(軽自動車は不要)

D: 車検証(自動車検査証)、E: 所有者本人の印鑑(軽自動車の場合は使用者)

◆A~Cは白河自家用自動車協会と福島県自動車会議所で入手可能です。

◆登録自動車で所有者本人以外が申請する場合、所有者からの委任状等が必要となりますので、福島運輸支局にお問い合わせください。



2

同敷地内の福島県自動車会議所
へ移動する。

■窓口で手続き

- ・取り外したナンバープレートを提出する。
- ・新しいナンバープレートを受け取る。
- ・プレート代金を支払う。(Aまたは⑥の
事前申込をした方は不要)

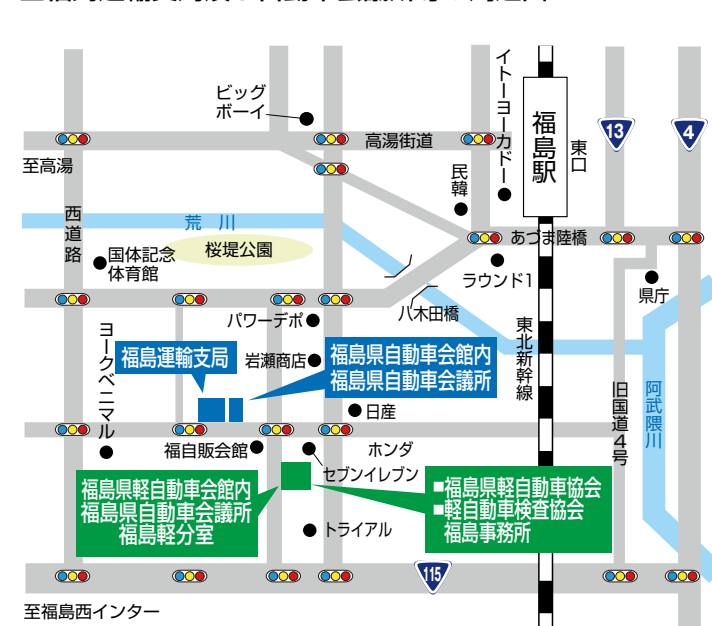
3

福島運輸支局駐車場へ行く。

■白河ナンバープレートを自分
で取付ける

- ・車台番号の確認をしてもらう。
- ・自動車会議所係員が車後部の
ナンバープレートを封印する。
- ・「新しい車検証」を受け取る。
(軽自動車は車検証の受取りのみ)
⇒終了

■福島運輸支局及び自動車会議所等の周辺図



お問い合わせ先 詳しくはHP等でご確認ください

【ナンバープレートの交付手続きについて】

■【登録自動車】福島運輸支局

福島市吉倉字吉田54 TEL 050-5540-2015
<http://www.ttb.mlit.go.jp/tohoku/fs/fs-index.htm>

■【軽自動車】軽自動車検査協会福島事務所

福島市吉倉字谷地18-1 TEL 050-3816-1837
<http://www.keikenkyo.or.jp/office/details.html?pdid=15>

【図柄入り・希望ナンバーの申込みについて】

■【登録自動車】福島県自動車会議所

福島市吉倉字吉田40 TEL 024-546-7415
<http://www.aba-fukushima.or.jp>

■【軽自動車】福島県自動車会議所福島軽分室

福島市吉倉字谷地16-7 TEL 024-545-2180